文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部庶務課

1	補助	1金(の名	称等												2	26年度調査
補	助	金	Ø	名	称	文京区教職員互助会補助金											
根	拠	ţ	見	定	等	文京区教職員互助会補助金交付要綱											
創	i	設	ź	Ŧ.	月	昭和	29	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		60年	終了	予定年月	H	129.3
直	近 σ)見	直	し年	月	平成	14	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		12年				
見	直	L	の	内	容	補助形態	につい	て、団]体補助	から	事業補助へ	変更	更した。				
						款			項		目		大事業		中事	業	実施計画事業番号
予	:	算	Ŧ	4	目	10 教育	1	教育	下総務費	2	事務局費	8	教職員互助会社	補助	1 教職員互助	协会補助	
補	助	金	Ø	種	別	☑ 奨励	的補助		施設運	営衫	輔助 🗌 打	扶助的	的補助 🗌	投資	的補助 [] 利子補	給
2	2 補助金の概要																
補		助	E	=	的	文京区教 める教職	文京区教職員互助会が実施する事業に対して補助金を交付することにより、文京区立の小中学校に勤める教職員の福利、厚生の充実を図ることを目的とする。										
補	助事	業	等	の内	容	文京区教	職員互	助会	が独自に	行:	う事業のうち	福利	事業及び厚魚	生活重	b		
補	助対	象系	圣費	の内	容	動補助及(1)物品(び傷害保 の購入に	験料 要する	等につい。 6経費 (2)	ては) 会	経費のうち、② 、補助の対象 場設営に要う あると認めた	とした トる紹	曷げるもの。 たた ない。 圣費	ごし、文	京区立小•中	学校教育研	开究会体育活
						□区民	: 🔲 :	地域》	活動団体	;	☐ NPO	(特)	定非営利活動	団体	事業者	V	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定のホ	目手方に	補助	している	場合	は具体的に	記力	 ሊ]				
ТН	ĐJ	₹	*	13	77	文京区教				20 -		- 407	•				
						✓ 定率	補具	助率		1,	/2)	□ 定額 〔	補助	額)
						□ 補助	単価(補具	助単価				単位) 🗆 🕫	規定なし	□ その他
補	助	金	の	算	出	〔その他の	D場合に	<u>、</u> は具体	的に記え	入]							
ГĦ	19)	217	0)	71	ш												
			[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]														
公	募	0	ס	状	況	非公募										_	
実 使				こおけ 忍 方		□ 領収	書(写し	ر (ر	型契約書	E	☑ 決算書		□ 成果物		その他 ()
						☑ 区単	独		負担割	訓合	区		围	者	ß	補助対象	读者 —————
補	助•	単	独	の状	況	_	(区上乗		上乗も								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	В	補助の廃止や縮小の他区の状況を見ると、必ずしも区民ニーズが認められる事業ではない。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	В	区の計画に定められた事業ではない。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区立学校に勤務する教職員は、都費職員ではあるが、区教育委員会と密接な関係にある。 区に勤務する職員が会員となっている「職員互助会」に区が福利厚生の目的のために補助 金を交付しいることと同様に、教育委員会が「教職員互助会」に同様の目的で補助を行うこ とには妥当性が認められる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	В	対象が限定的であり、影響は少ない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
A+11	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	都職員を会員とする団体であるため、目的を達成するに あたり、区が直接実施するなどの代替は困難である。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	財政的に支援することで、教職員の福利厚生の一 層の充実が図られている。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	福利厚生事業の維持継続と教職員の経済的な負 担軽減の効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	В	区立学校に勤める教職員が対象となるため、その 効果は限定的である。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	法令等には抵触しない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	Α	当該団体は、区立学校に勤める教職員を会員として、それらの福利厚生を行うことが目的であることから、補助目的と合致する。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	監事役から資産及び業務遂行状況の内部監査を受けている。また、決算書類の提出を受け、精査している。

4 交付実績 (件、千円)

	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)		
交	付(見込み)件数	1	1	1	1		
	決算(予算)額	1,584	1,584	1,584	1,584		
	国庫支出金	0	0	0	0		
	都支出金	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0		
	一般財源	1,584	1,584	1,584	1,584		
文京区教職員互助会 ^{26年度補助事業等の状況} ^(交付団体名、成果等) (交付団体名、成果等) を補助することにより、文京区の教育の健全な発展に寄与している。							

5 課題及び今後の方向性

文京区教職員互助会は、平成28年度をもって、解散する予定で現在準備に入っている。解散した時は、同補助金 も廃止する。